

## 令和7年第8回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和7年11月26日(水) 14時00分

○招集場所 見附市役所 大会議室

○会議に付した議件

議第51号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第52号 令和7年度見附市一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

議第53号 令和8年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について

○出席者(5名)

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者(8名)

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	遠 藤 哲 也
こども課長	早 川 雅 美
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	武 石 明 彦

学校教育課長補佐 宮 田 雅 仁

こども課長補佐 矢 澤 明 美

副主幹兼総務管理係長 山 谷 一 憲

## 14時00分 開会

## 教 育 長

これより、令和7年第8回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

## 教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

## 教 育 長

日程第2、報告1「こども・若者からの意見聴取について」を、こども課長より報告願います。

## こども課長

報告1「こども・若者からの意見聴取について」報告いたします。

まず1点目、こどもの意見を聴くインターネットフォームの開設についてです。

令和7年3月に策定した「見附市こども計画」では、こどもの声を積極的に聞き、各種施策に反映していくための体制整備を掲げています。その一環として、「秋のこどもまんなか月間」である11月に合わせ、見附市に住んでいる、または見附市の学校に通っている小学生から高校生年代の方を対象に、「見附がもっと楽しくなるアイデア」をテーマにアイデアを寄せてもらうインターネットフォームを見附市のホームページ上に開設しています。

趣旨でございますが、こども基本法では、地方自治体はこどもからの意見聴取に取り組むことが義務付けられており、「見附市こども・子育てどまんなか条例」においても、こどもを権利の主体として尊重し、意見表明の機会を確保していくことを掲げています。

このことを踏まえ、「見附市こども計画」では、こどもや若者の声を聴き施策に活か

すための取組の一つとして「インターネットフォーム等を活用したこどもからの意見聴取」を行うこととしています。各種計画等との位置付けは、資料の「見附市こども計画」より抜粋部分を参照していただきたいと思います。

次に、頂戴した意見についてです。

11月20日現在33件（小学生年代25件、中学生年代6件、高校生年代2件）で、頂戴した意見については、記載のとおりでございます。

これらのいただいた意見については、後日ホームページに市の考え方とともに掲載いたします。具体的にフィードバック可能な意見については回答を掲載し、漠然とした意見や、現時点で具体的な方向性が回答できない意見については、一括して今後の市の施策の参考にする旨を記載する予定です。

2点目、「大型遊具設置に向けたこどもアンケートについて」です。

昨年度に作成しました見附市こども計画の策定にあたりアンケートを聴取し、それらの意見から、こどもや子育て世帯の声を踏まえ、道の駅パティオにいがたに遊具の設置を検討することとなりました。4種類の遊具のデザイン案から遊具の選定についてはこどもたちの意見を聴いて実行するということとしております。

小学生へのアンケートは11月にタブレット端末を活用し聴取した内容で、年少から年長までの園児については、各園の職員からこどもたちへそれぞれのデザイン案を見せながら遊具の説明をしてもらい、1人1票で4つのデザイン案から1つ選んでもらうという方法で10月に実施いたしました。

結果の公表は、アンケートがすべて集計されてからとなります。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

こどもたちからの意見聴取という方法で実施されているということですが、これはこどもたちのタブレット端末からアクセスできるのでしょうか。

こども課長

タブレット端末はインターネットに接続できますのでアクセス可能ですし、またご家庭のパソコンからもアクセス可能です。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「スクールアカウントビリティについて」を、学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告2「スクールアカウントビリティについて」ご報告します。

11月1日（土）から11月30日（日）までの1ヶ月間に、「スクールアカウントビリティ in みつけ2025」と題して、公立保育園や市立学校、教育委員会の取組をまとめた動画を配信しています。動画の視聴回数は11月21日現在2,443回で、参考までに令和6年度は705回でありました。

そして、見附市ならではの教育活動を広く公開するために、11月16日（日）に「見附市子育て教育の日」として、見附市内すべての学校でオープンスクールを行いました。

直接学校に行かれた保護者の人数は現在集計中です。なお、一般参加者として各学校のオープンスクールへ参加された方、実行委員や事務局職員、市職員等を合計すると、合計256名の参加があり、前年比119名の増加となりました。

また、同日午後4時から「みつけJobチャレ教育」事業の一環として、「みつけ

こどもビジネスアイデアコンテスト」の表彰式を行いました。

今年は、「見附市が、新潟県のど真ん中にあることをもっとアピールするために、どうすればよいか」という市長の困りごとを解決しようと、昨年度よりも多い689点の応募をいただきました。

その中から12名のこどもたちをの創造的なアイデアを選び、表彰しました。市長も実際に取り組めるかどうか、前向きに検討しているとのことでした。

教育委員の皆様からも、学校の参観や表彰式等にご参加いただき、ありがとうございました。

以上でございます。

## 教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

## 齋木委員

当日は参加することができず、後日Y o u t u b eを見ようと思ったのですが、動画を見つけるまでに時間がかかりました。

Y o u t u b eの検索バーに「見附市」と入力すると、見附市公式の動画は表示されましたが、見附市教育委員会の動画は表示されませんでした。また、同じく検索バーに「見附市子育て教育の日」と入力しても表示されなかったため、見附市公式ホームページや見附市教育委員会のページを見ましたが、動画を見つけることができませんでした。

ワンクリックで見れる等、もう少し簡単にアクセスできる方法や周知があると、一般市民のアクセス数ももっと伸びると思います。

## 学校教育課長

貴重なご意見ありがとうございます。私たちも見ていただきたい、知っていただきたいという思いがありますので、テトル等での配信を含め、周知を行ったところでは

ありますが、齋木委員のご意見は来年度の参考にさせていただきたいと思います。

#### 教 育 長

保護者の皆様から見ていただきたいということもありますし、一般市民からもどれだけ見ていただけるか、というところも大事にしなければならないと思いますので、より分かりやすい、伝わりやすい方法について検討をお願いします。

#### 教 育 長

他にご質問ございませんか。

#### 武田委員

私もオンデマンドで見ようと思ったのですが、探すのにかなり時間がかかりました。とは言え、再生回数は昨年と比べかなり伸びたと思うのですが、何か要因はあるのでしょうか。

#### 学校教育課長

一番は、やはり「学校が一生懸命頑張った」ということだと思いますが、それに加え「動画の時間を短くする」ことに重点をおきました。時間が長くなると、見なくなるということで、各学校には「3分程度」の制限を設けました。その結果、保護者からも好評だったのではないかと考えております。

#### 齋木委員

「子育て教育の日」に、各学校で子どもたちが頑張って作ったものの販売や、小学校であれば児童が出店し、保護者の皆さんからも楽しんでもらうような、今まで平日に実施していたことが「子育て教育の日」に移ったことで、保護者の皆さんも、子どもたちも楽しんで盛り上がっていたという印象です。

参観日でしっかり授業を見ていただくことももちろん大事ですが、子どもたちが楽しんでいて、そこに保護者の皆さんも入って、ということが各学校で実感できる良い取組だったと感じました。

## 学校教育課長

そのように言っていただけると本当にありがたいです。「お遊び」ではなく、あくまでも「学び」ですので、こどもたちに「何を考えさせたいか」を各学校で工夫しながら取り組んでいます。こどもたちから「やってよかった」「学んで良かった」という思いを持たせられるような教育活動を、これからもこの「子育て教育の日」に取り組んでいきたいと考えています。

## 小倉委員

Y o u t u b eは、良くも悪くもあると思っています。配信の仕方だけでなく、何でもオープンにして良いわけではないと思います。こどもたちのプライバシーも守らなければならないところもあると思いますが、この配信がどこに向けてのものなのか、という趣旨をハッキリしておくことが大事だと思います。自分のこどもが通う学校に対して関心を持つ保護者は多いとは思いますが、小中学校は義務教育ですので、学区があり自由に学区外に通学できるわけではないので、他の学校と比較すること自体が無いように思います。色々とデリケートな部分も関係してくると思いますので、配信の意図をハッキリしておく必要があると思いますがいかがでしょうか。

## 学校教育課長

まず、プライバシーについてですが、こどものことが全世界から見られる恐れもありますので、写真等についてはボカシを入れることや、保護者の了解を得たこどもの写真のみ掲載するなど、使用に関して徹底しています。

次に、配信の意図についてですが、まさに「スクールアカウントビリティ」として、学校がこういうことをやると宣言し、その説明責任としての発表であると捉えています。宣言しただけでなく、実際にこんなことを取り組んでいますということ伝えることで、市民や保護者の皆様にも、その学校の良さや教育活動を認めてもらうことなどに繋がっていくと考えています。

## 小倉委員

参観日があっても、仕事で参加できない保護者が多い中で、このような学校の様子が分かる配信は、とても大切なことだと思います。学校と保護者、地域との連携は、しっかりやっていく必要があると改めて感じました。

## 教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

## 教 育 長

次に、報告3「不登校児童生徒の状況といじめの認知件数について」を学校教育課長より報告願います。

## 学校教育課長

報告3「不登校児童生徒の状況といじめの認知件数について」ご報告します。

まず、令和6年度の見附市の不登校の状況ですが、不登校の小学生は44人、中学生は68人、合計112人となっております。発生率は、小学校が2.39%、中学校が7.30%となり、見附市の不登校児童生徒の割合は4.04%となっております。

令和6年度の見附市の不登校児童生徒の発生率については、小学校、中学校ともに国や県の発生率を上回っておりますが、小学校においては発生率が減少しております。小学校、中学校とも本人の特性や家庭環境に起因する不登校児童・生徒が増加傾向にあります。

次に、令和6年度のいじめの認知件数は、小学校が365件、中学校が71件、合計436件のいじめを認知しております。認知数は、令和4年度と比べ大きく増加していますが、各校でいじめ初期段階の認知を丁寧に行っている表れと捉えています。各校では、引き続き「いじめ見逃しゼロ」を掲げ、いじめを積極的に認知す

るとともに、組織的な対応に努めてまいります。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4「就学支援委員会の審議内容について」です。

本件につきましては、児童生徒の就学審議等に関する内容を含むことから、見附市教育委員会会議規則第9条により、本議案の報告は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案件の報告は、非公開により進めることといたします。

事務局においては、会議録の調整について、対応をお願いします。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

以上で報告事項を終了します。

それでは、日程第3、議件に移ります。

議第51号「見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

## こども課長

議第51号「見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の内容ですが、これまで紙により交付していた子育て応援カードを、市公式LINEを利用した電子カードに移行するため、また、小学生以上のこどもを子育て応援カードの交付対象とすることで、中学生・高校生を対象に交付していたコミュニティバスカードを廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、第1条において、対象者を保護者のみではなく、その子も対象とするため、「満18歳未満の子どもを養育する保護者」を「子育て世帯」に、「できるカード」を「できる見附市子育て応援カード（スマートフォン等で表示するものを含む。以下「カード」という。）」に、「子育てを行う保護者」を「子育て世帯」に改正します。

第2条、第3条において、協賛店の申請に「電子申請フォームによる申請」を加えるものであります。

第4条では、カードの対象者に、小学生以上のこどもを加え、第4条第2項を削り、コミュニティバスカードを子育て応援カードに一元化するため、当該箇所に関する記述を削ります。

第5条以降につきましては、主に、「電子申請フォームによる申請」に伴う改正でございます。

附則におきまして、この要綱は、令和8年1月20日から施行するものです。

以上でございます。

## 教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

## 教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

## 教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 教 育 長

次に、議第52号「令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長、教育部長の順に説明を求めます。

## こども課長

議第52号「令和7年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」、こども課関係部分をご説明いたします。

3款民生費2項1目、児童福祉総務費、妊婦のための支援給付金事業317万9千円の減額は、年度途中の国の補助基準額の変更によるもので、事業従事者の内部異動により、この報酬等の人件費を3款民生費2項1目、児童福祉総務費、妊婦のための支援給付金事業より、のちほど説明いたします、4款衛生費1項4目、母子衛生費、産後ケア事業へ組み替え補正するため減額をお願いするものです。

次に、4款衛生費1項3目、予防費、こどもの感染症予防事業、739万円の増額は、主に市内小児科での接種者の増により市内医療機関での接種が増えたため、需用費のうち消耗品費ワクチン代の増と、接種見込みより予防接種委託料の不足が見込まれるため増額補正をお願いするものです。

次に、4款衛生費1項4目、母子衛生費、産後ケア事業217万9千円の増額は、

先ほど説明いたしました、3款民生費2項1目、児童福祉総務費、妊婦のための支援給付金事業317万9千円の組み替え補正の増額分と、想定より宿泊型産後ケア利用者が受入れ医療機関により限定されたため100万円の減額、及び遠方からお願いしております非常勤公認心理師の費用弁償の不足により、7節報償費から、8節旅費へ組み替えをお願いするものです。

次に、4款衛生費1項4目、母子衛生費、こどもの医療費助成事業2,000万円の増額は、こども医療費が当初見込みより多く推移しているため、増額補正をお願いするものです。

以上でございます。

#### 教育部長

続きまして、教育総務課分についてご説明します。

10款教育費2項1目、小学校施設管理費29万円の増額であります。令和8年度から見附小学校に新規開設する「通級指導教室」の増設に伴う備品購入費22万円、及び会計年度任用職員の通勤費の不足分にあたる旅費7万円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費3項1目、中学校施設管理費5,078万円の増額であります。令和8年度から今町中学校に新規開設する「通級指導教室」の増設に伴う備品購入費18万円と、市内4中学校の特別教室に空調設備を整備するための工事請負費5,060万円の増額をお願いするものであります。なお、事業概要で空調の台数が各3台となっておりますが、要求額は2台分となっております。

次に、10款教育費4項1目、特別支援学校施設管理費30万円の増額であります。ガス料金の値上げに伴う光熱水費30万円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費6項3目、学校給食費186万2千円の増額であります。会計年度任用職員の標準報酬月額増額に伴い、共済組合負担金と社会保険料の不足分5

1万円と、小学校給食用エレベーターの施設修繕費として135万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費6項3目、学校給食費370万円の増額であります。最近の米価高騰を受け、令和7年度産米の価格改定に伴う増額分を支援することで給食の水準を維持するとともに子育て世代への負担軽減を行うため補助金の増額をお願いするものであります。

なお、財源としては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしています。

次に、10款教育費6項4目、給食センター運営費130万円の減額であります。会計年度任用職員の退職と新規採用に伴い、不用となった報酬費40万円の減額と、給食センターの燃料費、光熱水費の使用量減と単価減による90万円の減額をお願いするものであります。

以上でございます。

## 教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

## 小林委員

4中学校のエアコン増設についてですが、予算額が大きくて驚いています。家庭用のエアコンとは大きさが違うと思いますが、一般的にこの程度の金額になるのでしょうか。

## 教育部長

資料の事業概要には、各校3台設置ということで合計で6,120万円となっております。主に理科室と美術室に各1台ずつ計2台設置することにしており、合計で5,060万円の予算額となります。

業務用のエアコンですので、金額につきましては、家庭用の金額と乖離しております。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第53号「令和8年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長の順に説明を求めます。

教育部長

議第53号「令和8年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について」、まず教育総務課分を説明いたします。

令和8年度事業概要として9項目を挙げていますが、重点及び新規事業について説明させていただきます。

まず、「市立学校統合準備事業」についてですが、学校適正配置計画に基づき統廃合に向けた準備を行うため「(仮)学校統廃合準備室」を設置し統廃合に関する業務を行います。

統廃合に向けた様々な手続きや工程等の計画、スクールバスの計画策定、施設更新計画などの策定業務を委託するための経費等を見込んでいます。

次に、「体育館空調工事」は、名木野小学校体育館に空調整備を行うものです。体育館の長寿命化工事にあわせて整備していきたいと考えております。国の補正予算で交付金が採択された場合は、3月補正での計上を想定しています。

次に、「特別支援学校接続工事」についてですが、現在実施している名木野小長寿命化工事で使用している仮設校舎を、特別支援学校の教室不足を解消するため、連絡通路を新設して特別支援学校の教室として使用するものです。

次に、「学校給食費公会計化」ですが、令和8年度から給食会計を市で管理する公会計化することに伴う経費を見込んでいます。歳入歳出ともに約2億円の増額となります。給食費の徴収管理を公会計化することで、今まで教職員が行っていた事務負担を軽減することが期待されます。

次に、「学校給食費の値上げ」についてですが、継続する物価高騰により献立の維持が困難となっているため、令和5年度から4年連続となってしまいますが、給食費の値上げを予定しています。令和7年度産米も価格高騰が続いており、値上げ額については、もう少し物価状況を見てからの判断となります。

国の小学校給食費無償化については、通知がありませんので予算に反映していませんが、何か動きがあれば反映したいと思います。

次に、「信託基金積立」ですが、見附市名誉市民の入沢達吉氏が、大正15年に100年後の今町の教育資金に充てて欲しいと金銭信託したものが、令和8年10月に満期となることから満期資金を運用するものです。具体的な運用先は今のところ未定です。

教育総務課分は、以上でございます。

#### 学校教育課長

学校教育課の新規・重点事業についてご説明いたします。

まず、新規事業として2点ご説明します。

1つ目は「校内教育支援センター支援員の配置」です。

校内教育支援センター支援員とは、登校しづらい児童生徒にとって重要な支援の場を提供し、支援員が学校生活に復帰するための手助けを行います。文部科学省の「COOLOプラン」においても、支援員の役割は強調されており、支援員の活動が不登校対策において大きな効果を持つとされています。市内の5つの小学校に配置を予定しております。

2つ目は「学校セキュリティ外部監査を実施します」です。

今年度10月に「見附市教育情報セキュリティポリシー」の制定を受け、各学校で「校内教育情報セキュリティポリシー」を作成しました。

セキュリティポリシーとは、教職員や児童生徒の存在及び取り扱う情報の多様性・多目的性等を考慮した情報セキュリティ対策を講ずる必要があるために、組織内の情報セキュリティを確保する方針や体制、対策等を包括的に定めた文書のことです。

この体制や対策を検証・評価する監査について、セキュリティポリシー内でも実施が求められており、外部の業者に委託することで安定的に公正かつ適切な監査となると考えています。来年度は3校の監査を計画しております。

次に拡大する事業として、「みつけJobチャレ教育の推進」です。

見附市ならではの教育として、こどもたちの起業家的精神、起業家的資質・能力の育成を図るために、「みつけJobチャレ教育」を推進しているところです。来年度は、各校独自の取組をより一層支えていくとともに、こどもたちのやってみたい、もっとなしたい活動を発展させていけるように、消耗品費を拡大する予定です。

続いて特殊事情として、医療的ケア児の入学、肢体不自由児の入学等により、「学校看護師と特別支援教育支援員の増員」を予定しております。

最後に、縮小及び廃止事業として「部活動外部顧問の制度」について説明します。

令和8年8月以降、部活動の休日の活動は地域への完全移行となります。そのため、8月までの事業費とする予定です。

以上でございます。

## こども課長

こども課の重点及び新規事業の原案を説明します。

令和8年度は「こどもと子育てを支える環境の充実」をテーマに重点・新規事業を提案しています。こども課では、12項目をあげていますが、新規事業の5項目についてご説明いたします。

まず、「次世代育成支援対策施設整備」です。

市内のこども園を運営する社会福祉法人と連携し、子育て支援センター、放課後児童クラブ、一時預かり事業、誰でも通園制度の4事業を旧飲食店舗を改修し実施するものです。

放課後児童クラブについては、令和8年度に施設の整備が出来次第実施し、他の事業については令和9年度に実施する予定です。

次に、市内こども園の園舎建替について、運営法人に補助を行うものであります。事業費内訳につきましては、国補助2分の1でございます。

次に、「公立保育園の在り方」についてですが、令和7年度末で「和楽保育園」が閉園となり、公立園は3園となります。公立保育園は、「誰一人残さない」社会実現のため、多様な支援ニーズを有するこどもの受け入れという役割を担っているところであります。「公立園としての役割」を維持しつつ、民間活力を生かし、質の高い市内の保育環境を確保していく必要があります。今後の公立保育園の在り方について、子ども・子育て地域協議会の中で検討をしております。

次に、「こども誰でも通園制度」の本格実施です。見附市では令和6年度から試行的に実施しておりましたが、国の制度として令和8年度から全国的に実施されるものです。就労要件を問わずに時間単位で利用できる通園制度です。

次に、「ひとり親家庭こどもの生活・学習支援事業」の実施です。

見附市こども計画策定に向けたアンケート調査や、「プレイラボみつけ」を利用している子どもたちからの意見を基に、「プレイラボみつけ」の空き時間を活用し、学習支援を実施します。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小林委員

教育総務課の「市立学校統合準備事業」について、事業を進めていくために準備室を設置するということですが、人事異動ではなく、最低限正規職員1名、会計年度任用職員1名を追加するということでしょうか。

教育部長

教育委員会の要望としては、現在の体制に新たに正規職員1名と会計年度任用職員1名を増員して準備室を立ち上げたいと考えています。

小林委員

経緯を知っている人の方が良いと思うのですが、全く関係ない人を新たに採用するというのでしょうか。

教育部長

人数はこの通りですが、職員については新採用でなく、業務が分かる職員を配置してもらおうように人事担当と協議中です。

小林委員

学校教育課の「学校セキュリティ外部監査」について、監査する組織は具体的にどこに委託する予定ですか。

学校教育課長

正式にはまだ決まっていますが、今まで情報関係の業務で付き合いのある業者にも

相談しながら、実際に監査できるところにお願いしたいと考えています。

#### 小倉委員

学校教育課の「部活動外部顧問の制度」について、ひとり親世帯に補助する、という説明だったでしょうか。

#### 学校教育課長

あくまでも低所得者対策ということで、ひとり親世帯に限定はしていません。

#### 小倉委員

部活動を地域展開するにあたり、保護者の金銭面、送迎面の負担が増えるという話を聞きます。低所得者対策ではなく、今まで学校で部活動をやっていたように、家庭内に負担がかからない方法というものは考えられないものでしょうか。

#### 学校教育課長

お金がかかってくることですので、学校でできることは考えていきたいと思いますが、今までは、逆に教員が無償で取り組んできたということになっています。それを何とか解消していきたいということで、働き方改革を含めてですが、教員にとっての「自分の学びの時間」を確保することと、見附市では「共創郷育」にも取り組んでいますので、学校だけが何とかするのではなく、学校も行政も保護者も皆で子どもたちを支えていく、その仕組みのひとつとして「地域クラブの在り方」があるのではないかと考えていますので、ある程度の費用負担はお願いしなくてはならないと思っています。

#### 小倉委員

今まで「0」だったものを「これだけ負担してください」ということは、保護者の皆さんも不安に感じるとお思いますので、丁寧に説明していく必要があると思います。

#### 小林委員

こども課の「市内こども園の園舎建替」について、こども園というものは、築40年、50年となった時に建て替えます、ということで、話を進められるものなのでし

ようか。

#### こども課長

当該の保育園は、市内の園舎の中でも築年数が経っている保育園ですが、市内でも多くの園児を預かっている保育園です。今後、こども園になり継続していくということで、費用はかかりますが、国から2分の1、事業所負担として4分の1、市負担が4分の1ということで実施したいと考えています。地震で被害を受けながらも、何とか継続していますが、見附のこどもたちのために建て替えて存続していきたい、ということをお聞きしています。

#### 小倉委員

現在の場所に建て替えるのでしょうか。

#### こども課長

そのとおりです。現在の敷地内で、現在の園庭に新しい園舎を建てて、その後、園舎を取り壊す計画と聞いております。

#### 小倉委員

多額の費用をかけて再度建て替えるということは、園舎だけの問題でなく、例えば地盤調査を行い、安全が確認できた場所に建てるのであれば、多額の費用をかけて建て替えることも納得できると思いますが、いかがでしょう。

#### 教 育 長

市立保育園ではないので、そこは市が意見できる立場にないということをご理解いただきたいと思います。

#### 武田委員

学校教育課の「G I G A 端末事業」について、配布が終わり縮小するというのですが、次は5年後ということで、端末は早く壊れる物もあれば、長持ちする物もあると思います。思いのほか早く壊れてしまったなどの事例はあるのでしょうか。

**学校教育課長**

基本的に今年度整備し終わっていますので、来年度壊れるということは想定していません。しかし、昨年度に故障した台数を数えると、学校によっては2～3台の交換や修理の申し出はありました。2～3年後は、その程度の台数は出てくるのではないかと考えています。

**武田委員**

意外に少ないと思いました。こどもたちが落として壊したりすることが多いのかなと思っていました。

**学校教育課長**

実際には「無い」とは言い切れませんが、扱い方について、基本的には学校でしっかり指導していますし、こどもたちにとっては大事な学習道具ですので、大切に使用してもらっているところです。

**齋木委員**

こども課の「次世代育成支援対策施設整備」について、これは現在、学校町や新町で実施している支援センターを一体化して、市内のこども園を運営する社会福祉法人が旧飲食店舗に新設するのでしょうか。

**こども課長**

民間事業所の活用ということで、現在ネーブルみつけ内にある学校町の子育て支援センターと、新町にある子育て支援センターを集約するイメージですが、今後検討しなければならないところです。なお、今町の子育て支援センターは、今回の事業とは関係なく、そのままとすることにしております。

**齋木委員**

そうなったときには、遊び場のような場所も無くなるということでしょうか。それとも、一時預かりや病後児保育のみ無くなるということでしょうか。

こども課長

現在、ネーブルみつけ内にある学校町の子育て支援センターに遊び場がありますが、  
今後は、市内のこども園を運営する社会福祉法人に移行することになる方向で考えて  
います。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和7年第8回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時05分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議  
事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小林 弘武

